

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道江別市長

公表日

令和8年3月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名情報管理 住民(外国人住民含む)・住登外者(転出者・死亡者等)・法人情報を管理する機能 ②送付先管理 送付先宛名情報を管理する機能 ③同定管理 同一人を特定するための同定情報を管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①団体内統合宛名番号生成・管理 個人番号と業務システムの宛名番号を紐付けし、団体内統合宛名番号を生成・管理する機能 ②中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、特定個人情報の副本を中間サーバーに連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	①本人確認情報更新 住民情報システムにおける住民票記載事項更新情報を元にコミュニケーションサーバの本人確認情報を更新し、北海道サーバに更新情報を送信する機能 ②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付処理などの本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報を表示する機能 ③特例転入 転入届出時に個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う機能 ④本人確認情報検索 基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せによる本人確認情報の検索結果を表示する機能 ⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する本人確認情報を受領する機能 ⑥本人確認情報整合 コミュニケーションサーバが保有している本人確認情報ファイルの内容が、北海道サーバで保有している本人確認情報ファイル及び全国サーバで保有している本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、北海道サーバ及び全国サーバに対し整合性確認用本人確認情報を提供する機能 ⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して個人番号通知書等を送付するため、住民情報システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能 ⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (印鑑登録システム・戸籍システム)

システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①住民情報システム連携 住民情報システム・市道民税システム・印鑑登録システム・戸籍システムから証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア交付 証明書交付センターからの要求に応答し証明書イメージデータを送信する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (印鑑登録システム・戸籍システム)
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号と、個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号と紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会要求の送信及び情報受領を行う機能 ③情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会要求の受領及び情報提供を行う機能 ④システム接続 中間サーバと業務システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等を連携する機能 ⑤情報提供等記録管理 特定個人情報の照会・提供に係る情報提供等記録を生成・管理する機能 ⑥情報提供データベース管理 特定個人情報の副本を保管・管理する機能 ⑦データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 ⑧セキュリティ管理 システム上のセキュリティ情報を管理する機能 ⑨職員認証・権限管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル/送付先ファイル/宛名管理ファイル/本人確認情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>○住民基本台帳法【住基法】(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル/送付先ファイル/宛名管理ファイル/本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳法第5条の規定に基づき、住民基本台帳に記録されている者 (住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の理由により住民登録が削除された者を含む)
その必要性	住民基本台帳法第3条の規定に基づき、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	○個人番号、5情報、その他住民票関係情報 法令に基づき個人番号を含む5情報等の住民情報を記録する必要があるため ○その他識別情報(内部番号)、業務関係情報 住民情報システムと庁内他システムとの連携を行う必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	生活環境部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③使用目的 ※	住民基本台帳法第7条の規定に基づき、個人番号を住民基本台帳に記載するため								
④使用の主体	使用部署	生活環境部戸籍住民課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		①住民基本台帳の管理 住民基本台帳を確実に管理し、住民の基礎データとして使用する ②証明書発行 住民票の写し等各種証明書発行事務で使用する ③情報連携 番号法の規定に基づき、個人番号利用事務に住民情報の提供を行う ④住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得及び送付先情報の送信を行う ⑤情報提供ネットワークシステム連携 世帯情報の提供を行う							
	情報の突合	①住民異動届等から入手する場合は、個人番号カード等本人確認書類と突合を行う ②新たに個人番号の生成が必要な場合は、個人番号生成要求時に提供する住民票コードと突合を行う							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	総合行政システム運用保守								
①委託内容	総合行政情報システム・住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社RKKGS								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民基本台帳ファイル】

宛名番号/住民票コード/世帯番号/準世帯区分/最大住所連番/現存区分/人格区分/国籍コード/世帯主区分/支所コード/地区コード/行政区コード/班コード/小学校区コード/中学校区コード/投票区コード/算定団体コード/続柄コード1/続柄コード2/続柄コード3/続柄コード4/続柄区分/続柄名/実続柄名/生年月日/和暦生年月日/表示用生年月日/性別/市町村コード/大字コード/本番/枝番1/枝番2/郵便番号/郵便番号BC/町名/番地/方書コード/方書/棟/号/記載順位/異動日/異動事由/異動届出日/異動届出区分/住定日/住定事由/住定届出日/住定届出区分/現住所連番/前住所連番/転入前住所連番/転入未届地連番/本籍地連番/転出予定日/転出予定届出日/転出予定届出区分/転出予定地連番/転出確定日/転出確定通知日/転出確定届出区分/転出確定地連番/住民となる日/住民となる事由/住民となる届出日/住民となる届出区分/住民でなくなる日/住民でなくなる事由/住民でなくなる届出日/住民でなくなる届出区分/死亡日不詳区分/氏名かな/氏名漢字/本名かな/本名漢字/漢字併記名/カタカナ併記名/通称かな/通称漢字/生年月日不詳区分/在留資格/在留期間/満了日/第30条の45/在留カード番号/世帯主氏名かな/世帯主氏名漢字/筆頭者氏名/備考/改製連番/改製日/旧氏名かな/旧氏名漢字/広域宛名番号/個人番号/作成日/更新日/更新時間/更新宛名番号/更新端末番号

【送付先ファイル】

宛名番号/旧自治体名/登録業務/登録業務名/世帯番号/現存区分/生年月日/氏名かな/氏名漢字/郵便番号/町名/番地/方書/電話番号/メールアドレス/宛名送付区分/表示用宛名送付区分/送付先登録業務/送付先登録業務名/送付先開始日/送付先終了日/送付先郵便番号/送付先町名/送付先番地/送付先方書/送付先代表者肩書/送付先代表者氏名/送付先電話番号/送付先メールアドレス/送付先送付区分/表示用送付先送付区分/送付先作成日/送付先更新日/送付先更新時間/送付先更新宛名番号/送付先更新端末番号

【宛名管理ファイル】

宛名番号/履歴連番/適用日/登録業務/登録業務名/世帯番号/現存区分/準世帯区分/人格区分/国籍コード/支所コード/地区コード/行政区コード/班コード/小学校区コード/中学校区コード/投票区コード/算定団体コード/生年月日/和暦生年月日/表示用生年月日/性別/市町村コード/大字コード/本番/枝番1/枝番2/自治コード/氏名かな/氏名漢字/郵便番号/郵便番号BC/町名/番地/方書/代表者肩書/代表者氏名/電話番号/電話区分/FAX/メールアドレス/郵便返却区分/登録事由/住民票コード/続柄コード1/続柄コード2/続柄コード3/続柄コード4/続柄区分/続柄名/実続柄名/記載順位/異動日/異動事由/異動届出日/異動届出区分/住定日/住定事由/住定届出日/住定届出区分/現住所連番/前住所連番/転入前住所連番/転入未届地連番/本籍地連番/転出予定日/転出予定届出日/転出予定届出区分/転出予定地連番/転出確定日/転出確定通知日/転出確定届出区分/転出確定地連番/住民となる日/住民となる事由/住民となる届出日/住民となる届出区分/住民でなくなる日/住民でなくなる事由/住民でなくなる届出日/住民でなくなる届出区分/死亡日不詳区分/旧氏名かな/旧氏名漢字/個人番号/法人番号/作成日/更新日/更新時間/更新宛名番号/更新端末番号

【本人確認情報ファイル】

住民票コード/漢字氏名/外字数(氏名)/ふりがな氏名/清音化かな氏名/生年月日/性別/市町村コード/大字・字コード/郵便番号/住所/外字数(住所)/個人番号/住民となった日/住所を定めた日/届出の年月日/市町村コード(転入前)/転入前住所/外字数(転入前住所)/続柄/異動事由/異動年月日/異動事由詳細/旧住民票コード/住民票コード使用年月日/依頼管理番号/操作者ID/操作端末ID/更新順番号/異常時更新順番号/更新禁止フラグ/予定者フラグ/排他フラグ/外字フラグ/レコード状況フラグ/タイムスタンプ

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護関係法令等の遵守/再委託の制限/目的外利用の禁止/第三者提供の禁止/複製の禁止/作業場所の制限/搬送時の事故防止措置/委託先の検査
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	個人情報データ抽出は、特定個人情報を含むすべての個人情報について情報資産利用申請書により、利用目的、抽出項目等を明らかにしたうえで、当該情報資産を管理する課等の長の承認を得た場合のみ利用(提供・移転)を認めている。
その他の措置の内容	システムを利用した個人情報の移転については、利用可能部署にのみアクセス権限を付与している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、アクセス権限を有する職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、アクセス権限を有する職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1"> <tr> <td>その内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再発防止策の内容</td> <td></td> </tr> </table>	その内容		再発防止策の内容			
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容						

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<input type="checkbox"/> 職場内研修の実施 <input type="checkbox"/> 管理監督者による教育・指導 <input type="checkbox"/> セキュリティ管理部門による自主点検の実施	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び江別市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	生活環境部戸籍住民課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
②対応方法	受付簿を備え付け、対応経過・結果を記録する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-6①部署	生活環境部市民課	生活環境部戸籍住民課	事後	
平成28年8月5日	I-6②所属長	市民課長 小椋 公司	戸籍住民課長 堀井 修	事後	
平成28年8月5日	II-2⑥事務担当部署	生活環境部市民課	生活環境部戸籍住民課	事後	
平成28年8月5日	II-3④使用部署	生活環境部市民課	生活環境部戸籍住民課	事後	
平成28年8月5日	IV-2①連絡先	生活環境部市民課：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎0111-382-4141	生活環境部戸籍住民課：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎0111-382-4141	事後	
平成30年7月6日	I-6②所属長の役職名	戸籍住民課長 堀井 修	戸籍住民課長事務取扱	事後	※様式変更
令和1年7月1日	I-6②所属長の役職名	戸籍住民課事務取扱	戸籍住民課長	事後	
令和2年10月1日	I-1②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和2年10月1日	I-2システム4②システムの機能	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して個人番号通知カード等を送付するため、住民情報システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して個人番号通知書等を送付するため、住民情報システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能	事後	
令和2年10月1日	I-5②法令上の根拠	○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	事後	
令和2年10月1日	V-①実施日	平成27年3月1日	令和2年10月1日	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-5②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項	事後	
令和3年9月1日	II-5①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第11号	事後	
令和5年1月1日	I-5②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 ○番号法別表第二主務省令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,23,24,25,27,28,31,32,33,37,38,39,41,43,45,47,48,50,51,53,55,56,57,58,59条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項	事後	
令和5年4月1日	IV-1②請求方法	江別市個人情報保護条例に規定する方法	個人情報の保護に関する法律及び江別市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和6年4月1日	II-4③委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	
令和6年4月1日	III-8 監査実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和7年10月1日	I-1②事務の内容	番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年10月1日	I-2システム3②	番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年10月1日	I-5②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅱ-2④主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	
令和7年10月1日	Ⅱ-2④その妥当性	4情報	5情報	事後	
令和7年10月1日	Ⅱ-5①法令上の根拠	番号法第19条第11号	江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年10月1日	Ⅱ-6保管場所	○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域(サーバールーム)内に保管 ○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要	○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域(サーバールーム)内に保管 ○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 ＜ガバメントクラウドにおける保管場所＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年10月1日	V-1①実施日	令和2年10月1日	令和7年10月1日	事後	※評価の再実施